

2016年7月28日

島根県知事 溝口善兵衛 様

島根原発・エネルギー問題県民連絡会  
代表世話人 北川 泉  
連絡先住所 松江市朝日町 489  
三洋苑ビル 1階D室

## 「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」に関する第二回公開質問

国の原子力規制委員会の田中委員長が、原子力発電について、「規制基準への適合性を審査するが、安全だということは申し上げません」と繰り返し述べているように、誰も原発の安全性を保障していません。このような状況下で、島根原発2号機の再稼働に向けた審査が進められていることに対して、多くの県民は島根でフクシマのような事故が再び繰り返されるのではないかと危惧しています。

住民の命と暮らしを守るためには、島根原発でフクシマのような事故を起こさせないことにつきますが、仮に重大事故が発生しても住民が被ばくすることなく、安全が守られなければなりません。

「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」は、その重大な役目を担うものと位置付けられます。そこで、去る5月2日付で、「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」に関する基本的事項について質問しました。しかし、貴職からの回答は、ほとんど質問に対する回答と言えるような内容ではありませんでした。また、原子力災害時における住民の避難計画については、細部にわたって検証しなければ、その実効性を信頼することはできません。そこで、基本的事項に関する再質問に続いて「詳細質問」を行いますのでご回答ください。

なお、回答に当たっては、8月10日までに文書で回答をお願いします。また、別途、意見交換の場を設けていただきたく、併せて要請します。

### 一、第1回質問に対する7月6日付知事回答への再質問

#### 1、福島原発事故から得られた教訓に関する回答について

問1の設問が、知事としてどのような教訓を得たのかの質問であるのに対して、知事回答は、自身が得た教訓には全く言及されていません。知事回答は、[答1]の1の「問題」も2の「対策」も、国の原子力災害対策指針等を引用されているだけであり、回答は質問に対応していません。原発のある島根県の知事として、福島原発事故の避難の現実から学んだ教訓はあったのかなかったのか。あったとすれば、どのような教訓を得られたのか、改めて回答いただきたい。

#### 2、再稼働についての同意・不同意の地元判断基準及び避難計画の位置づけに関する回答について

原発再稼働についての地元判断は住民の暮らしや命に影響を与える重大な問題であり、その判断基準は予め明示されるべきものです。ところが、知事回答にある「総合的判断」は極めて曖昧であ

り、知事の裁量が大きな比重を占めることとなります。これを避けるためには、判断基準とする事項を明確にするとともに、各事項の充足状況ないし到達レベルを個々に定めるべきです。

地元同意の判断基準が島根県において既に用意されているのであれば、その公表をされたい。特に、今回質問の原発重大事故時の避難について、地元判断に占める避難計画の位置づけ、及び同意を可と判断するに足る避難準備計画の到達レベルについても明示されたい。

### 3、避難計画の現状に関する回答について

知事は、「住民の避難にかかわる課題などに対し、広域避難計画の実効性を高めるため、次のような取り組みを進めています」と回答されています。その意味するところは、「広域避難計画は、現状では不備である」との認識で間違いないですか。別の表現を用いれば、広域避難計画の実効性は現在、何パーセント程度であり、目標として何パーセント程度の上積みを目標とされているのか、回答をお願いします。

### 4、30km 圏外の地域における避難計画策定に関する質問に対する回答について

問4についての知事回答は、原子力規制委員会が「UPZ外は十分な時間的余裕がある」との理由で「避難計画の策定を求めている」ことを理由に、30km圏外の避難計画は策定しないとしています。だが、福島原発事故の際には、飯舘村など30km圏外の地域も放射能に汚染され、住民は避難生活を余儀なくされてきました。民間研究所が作成した原発事故による放射能汚染シミュレーションでは、風向きによっては島根県全域が避難対象となる可能性が示されている。隠岐の島もこの例外ではなく、2万人が短時間に脱出できる船の用意もない。

島根原発の30km圏外においても、事故時には長期にわたる避難が予見されるものであり、貴職が問1に対する回答において、教訓として挙げた様々な問題は、30km圏外の住民にとっても重大な問題であるはずだ。混乱の最中の「時間的余裕」は、避難先選定・避難ルートを選定・避難車両の調達・福祉避難や受け入施設の選定などを確実にスムーズに行うことができるのか、明確な根拠を示されたい。

### 5、地震と原発事故の複合災害発生時における避難計画の有効性に関する回答について

屋内退避が困難な場合には「安全な避難所」に避難することとしているが、激しい余震が継続する中では、どうしても避難所に入れない住民が生じるのは避けられない。また、至る所で道路が陥没・隆起・ずれるなどで不通となり、混乱した最中での復旧には、相当な時間を要することが避けられないと考えられる。その際には、住民の避難に一層時間がかかり、結果として、余計な被曝をする可能性が高くなるのではないか。それでも、住民が余計な被曝をすることはないと言うのであれば、その根拠を示されたい。

## 二、避難計画に関する詳細質問

### 1、段階的避難の有効性について

(1) 5 km圏内住民は、施設敷地緊急事態で要援護者の避難開始、全面緊急事態の発生で一般市民の避難開始となっています。施設敷地緊急事態とは、全交流電源の喪失が5分以上継続したり、原子炉内の水位低下が始まるなどの状態を指しますが、2号機適合性審査申請書類によれば、大LOCA(配管破断による冷却材喪失、ECCS/全交流電源喪失)の場合には5分で炉心損傷となっています。また、全面緊急事態は、炉心溶融を示す放射線量または温度を検知する状態や敷地境界で5  $\mu$  Sv(マイクロシーベルト)/時が10分以上も継続している状態です。

このような状態での避難開始では、住民は被ばくを避けることが困難ではありませんか。

(2) 5～30km 圏内住民の避難判断基準は、毎時 500  $\mu$  Svの放射線量を計測した場合には直ちに避難を行い、毎時 20  $\mu$  Sv以上が1日以上継続した場合には1週間以内に移転を行うこととなっています。毎時 500  $\mu$  Svという基準は、その場に2時間いるだけで年間被ばく上限に達するという事です。福島原発事故では、原発の敷地以外では大熊町で1 mSv(1000  $\mu$  Sv)近くまで上昇したが、それ以外にここまで上昇した地域はありません。また、毎時 20  $\mu$  Sv以上という基準については、2日以上その場にとどまれば、年間被ばく上限の1mSvに達してしまいます。

今般示された高レベルの基準値では5～30km 圏内住民は被ばくを避けることができず、安全を守ることができないのではありませんか。

(3) 段階的避難については、福島原発事故においても一斉避難が交通渋滞を招くとの考えから、当初3km内への避難指示が出され、次に10km、そして20 kmから30km(屋内退避)へと順次拡大されていきました。

しかし、その結果は、富岡町の住民は川内村へ避難する際に、通常30分程度かかるところを3時間以上かかって避難を行い、双葉町では、普段なら1時間かかるところを6時間以上かかって避難し、大熊町では、30分かかるところを5時間ほどかけて避難を行っています。

このように、段階的避難はその有効性がないことが福島の事例でも明らかだと考えますが、本「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」における段階的避難の有効性の根拠を示してください。

## 2、福祉施設、病院、在宅要支援住民のための避難支援について

(1) 貴職は、30 km圏内6,108世帯を対象に「原子力災害時における避難方法等の実態把握調査(病院、福祉施設を除く)」を行い、4180世帯から回答を得られました。その調査結果をもとに30km圏内の住民のニーズを推計すると、避難時にバスが必要な住民は約2,400人、同様に福祉車両が必要な住民は約9,650人と推計され、さらに移動手段の支援があっても避難は難しい住民は3,865人と推計されます。

この結果からは、現在、バスの調達可能台数が546台とされていますが、およそ380台(1台あたり35人乗車を仮定)程度の不足となります。また、福祉車両についても圧倒的に不足していると考えます。これらの車両をどのように確保されるのかお答えください。

(2) バス運転手の確保はできますか？

(3)30km 圏内住民の避難支援は被曝が避けられませんが、そのような状況下において、民間バス会社の運転手に避難支援への従事を求めることは労働安全衛生法に反すると考えますが、それでも民間バス会社へ要請されますか。

(4)移動手段の支援があっても避難が困難と回答している住民に対する安全確保をどのようにお考えかお答えください。

(5)福祉施設や病院に対しては、放射能防護の設備設置を進め、「避難先の施設や病院の受け入れ体制が整うまで施設内でしばらく退避」するとの方針ですが、具体的に何日間屋内退避することになるのか、お答えください。

### 3、避難する際のスクリーニングと除染の基準について

(1)避難する際のスクリーニングでは、車両などに付着した放射性物質を除染する際の基準が安定ヨウ素剤服用基準の6倍に定められています。この基準では、住民は車両や自らが汚染されていることに気が付かないままに避難先に向かい、被ばくし続けることとなります。この基準を適切とお考えでしょうか。

(2)このようなスクリーニングと除染は、避難先自治体へ汚染を拡大することになります。受け入れ先自治体は、避難する住民が放射性物質で汚染されていないことが前提ではありませんか。このような計画を受け入れ先自治体は同意していますか。

### 4、「移住計画」の必要性について

福島原発事故から5年が経過しますが、福島県内では除染を行っても山などの放射線量は下がりにません。南相馬では、道路上で $16\mu\text{Sv/h}$ （年間で一般の年間被ばく上限の140倍）を計測する地点があるなど、至る所にホットスポットがあるのが現状です。飯館村でも $3\sim 4\mu\text{Sv/h}$ などの高い場所が点在します。こういった現状から、未だに約10万人が避難生活を送っています。

このように、原発事故は広域で長期の避難となり、実際には「移住せざるを得ない」のが現状です。貴職は「広域避難計画」を策定していますが、現実を直視し、避難後の生活再建も含めた「移住計画」の策定をすべきではありませんか。

### 5、避難先の受け入れ体制について

(1)島根県の広域避難計画では、広島県内の各自治体(一自治体を除く)に計168,400人、岡山県内各自治体へ計101,200人、残りは島根県西部に避難することになっています。

広島と岡山両県の各自治体に対する、アンケート結果（2014年：中国五県の反原発や反火電の活動を行う市民団体による）では、福祉避難所の受け入れ要請に対する対応について、岡山県内の自治体では、岡山市でさえ「わからない」と答え、倉敷市をはじめ8市が計画がないか「できない」と回答しています。広島では、「わからない」との回答が4市、福山市など2市が

「その時点で調整する」と回答しています。

また、岡山県内では、4市が避難物資の備蓄もないとし、8市で、指定されている避難先が警戒区域・特別警戒区域に指定されている場所があると回答しています。避難元自治体との応援協定に至っては、どこも締結していません。広島では、大竹市など4市が「避難物資の備蓄ができていない」とし、広島市などの4市で指定されている避難先が警戒区域・特別警戒区域に指定されている場所があると回答しています。避難元自治体との応援協定は、2市が検討中のほかは岡山同様に協定などしていないのが実態です。

島根県西部における実態も含め、これらの実態について現状を説明してください。

また、県内受け入れ先自治体の受け入れ避難者の数に対応する飲食料や寝具等の具体的な備蓄品の種類、及び量、県からの財政的な措置についても説明してください。

(2)未実施、未改善事項について、いつまでに実施できますか。

## 6、避難住民の PTSD 発症予防などの対策について

昨年5月に、NHK ハートネットTV は、福島原発事故で避難指示対象となっている8つの市町村の住民に対してアンケートを行っています。その結果、4割を超える人が PTSD（心的外傷後ストレス障害）を抱えている怖れがあるということでした。帰還困難区域の60%以上の人が「ふるさとを失ったことがとてもつらい」と回答し、生きがいや人生といった、大きな価値観まで失われたと回答した人がほぼ半数に達しています。また、自主避難者の74%が「生活に困っている」と回答しています。

原発事故は、住民を突然故郷から追い立てることになってしまい、このような事態は避けられないと考えます。貴職の考える最善の予防策についてお答えください。

以上